

# 仙台市立六郷中学校 父母教師会 会則

## 第一章 総則

- 第一条 本会は、仙台市立六郷中学校父母教師会と称し、事務所を同中学校に置く。
- 第二条 本会は、仙台市立六郷中学校の生徒の父母(父母に代わる者を含む。以下同じ)並びに教職員を以て組織する。
- 第三条 本会の会員は、所定の会合に出席して発言する権利を有し、本会の費用を分担する義務を負う。
- 第四条 本会を効率的に運営するために、次の常置委員会を置く。
- 一. 地区委員会専門委員会
  - 二. 専門委員会
  - 三. 学年委員会

## 第二章 目的及び活動

- 第五条 本会は、会員相互の連帯協力により、生徒の健やかな成長と会員の資質の向上、そして住み良い学区の建設に寄与することを目的とする。
- 第六条 本会は、次の基本方針に従って活動する。
- 一. 生徒の教育、健全育成のために活動する団体と協力する。
  - 二. 政治や宗教にかかわらない。
- 第七条 本会は、第五条の目的達成のため、次の活動を行う。
- 一. 学校施設や教育環境の改善への協力
  - 二. 生徒の学習に関する協力と校外生活での指導
  - 三. 会員の研修と親睦
  - 四. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 第三章 役員

- 第八条 本会の次の役員及び監事を置く。
- 一. 会長一名 副会長三名(P二、T一) 会計二名(P一、T一)  
事務局(P若干名、T一) 書記若干名(P)
  - 二. 監事
- 第九条
- 一. 第八条にあげる役員は、自薦又は推薦により選考委員会にて本部役員候補者として選考を行うものとする。
  - 二. 本部役員の役職は、被推薦人の互選により、会長、副会長、会計、事務長、書記等を決定し、運営委員会の承認を得て選任することとする。
  - 三. 第八条にあげる役員の内、監事は、第2学年学年委員会委員長、地区委員会委員長と第1学年主任が務める。
  - 四. 事務局は父母または教頭、教諭が当たる。
  - 五. 役員選任後、会長が欠けた時は、役員会で協議し副会長のうち一名が会長の職に当たる。任期は、前任者の残任期間とする。会長以外の役員に欠員が生じたときには、役員会において協議の上、これを補充することができる。

- 第十条 役職員の任務は次のとおりとする。
- 一. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
  - 二. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
  - 三. 会計は本会の会計を出納する。
  - 四. 事務局は会長の命を受けて、本会の事務を掌握する。
  - 五. 書記は会長の命を受けて、本会の事務に当たる。
  - 六. 監事は、会長の命を受けて、会計の監査を行う。

第十一条 役員任期は一年とし、四月一日より三月三十一日までとする。ただし再任を妨げない。

第十二条 本会に顧問及び参与を置く。

- 一. 顧問は、前会長とする。顧問は、会長により委嘱され、意見を述べることができる。
- 二. 参与は、校長とする。参与はすべての会合に出席して意見を述べるができる。

#### 第四章 会合

第十三条 本会の会合は、総会、役員会、運営委員会とし、会長がこれを招集する。

第十四条 総会は毎年度初めに開く。但し、役員会において必要と認められたときは臨時に総会を開くことができる。総会では、本会の運営、予算、決算、会費の決定、会則の変更、その他重要な事項について審議し決定する。

第十五条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員、各常置委員会委員長をもって構成し、次の事項を審議し決定する。各常置委員長に事故ある時は、副委員長が代理する。

- 一. 総会に付議する事項
- 二. 本会の目的達成に必要な事項

第十六条 総会は、委任状を含み会員の過半数の出席により成立し、議事は過半数の同意を得て決する。

可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

運営委員会の議事は、過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第十七条 総会の議事については、書記において議事録を作成し、出席者二名以上の署名を得なければならない。また、運営委員会の議事についても書記において議事録を作成する。

## 第五章 常置委員会(地区・専門・学年)

第十八条 地区委員会は、各地区の地区長と副地区長をもって構成し、委員長と副委員長を互選する。

第十九条 本校の学区を次の七地区に分ける。

上飯田A 上飯田B 今泉東 今泉西 日辺 東部 東六郷  
第二十条 各専門委員会は、各地区より選出された委員をもって構成し、委員長と副委員長を互選する。各地区より選出する人数については、運営委員会において決定する。

第二十一条 専門委員会は四委員会として、次の活動を行う。

一. 健全育成委員会

校外外における生徒の生活指導及び事故防止に関する事項、調整、他の委員会に属さないこと。

二. 保健体育委員会

会員及び生徒の福利厚生、健康維持と体位向上を図る事項。

三. 文化広報委員会

本会の文化的事業、成人教育、会の情報伝達及び意見の交換に沿うよう努める。またPTA新聞の発行に関する事項。

四. 研修委員会

各研修会・講演会への参加、開催により会員及び生徒の親睦・資質向上を図る。

第二十二条 学年委員会は、各学年選出の各組二名以上の委員をもって構成し、委員長及び副委員長を互選する。

第二十三条 学年委員会は、本会並びに学級間の連絡と学年における会務を執行する。

## 第六章 会計

第二十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第二十五条 特別の事情のある者については、会長が役員会に諮って会費の負担を免除することができる。

第二十六条 本会の決算は、監査を経て運営委員会に諮り、総会において承認を得なければならない。

第二十七条 監査委員は、本会の出納、その他会計事務の監査をし、総会において報告しなければならない。

監事は、本会の出納、その他会計事務の監査をし、総会において報告しなければならない。

第二十八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

付則

第二十九条 慶弔等に関する規程は別に定めるものとする。

第三十条 本会則を改正するときは、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することはできない。

この会則は、

昭和四十八年 四月 一日から施行する。

昭和五十二年 四月 一日、一部改正する。

昭和五十五年 四月 一日、一部改正する。

昭和五十七年十二月二十二日、一部改正する。

昭和六十一年 三月二十二日、一部改正する。

昭和六十一年 四月 一日から施行する。

昭和六十一年 四月 一日から施行する。

昭和六十三年 三月二十二日、一部改正する。

平成 四年 三月 五日、一部改正する。

平成 八年 三月 二日、一部改正する。

平成 十一年 二月 二十日、一部改正する。

平成 十四年 四月 三十日、一部改正する。

平成 十六年 四月 一日、一部改正する。

平成 十七年 四月 一日、一部改正する。

平成 十九年 四月 一日、一部改正する。

平成二十年 四月 一日、一部改正する。

平成二十三年 四月 一日、一部改正する。

平成二十四年 四月二十七日、一部改正する。

平成二十六年 四月二十五日、一部改正する。

【改正前】

第五章 常置委員会（地区・専門・学年）

第二十二條 学年委員会は、各学年選出の三～四名の委員をもって構成し、委員長及び副委員

長を互選する。

【改正後】

第五章 常置委員会（地区・専門・学年）

第二十二條 学年委員会は、各学年選出の各組二名以上の委員をもって構成し、委員長及び

副委員長を互選する。